

第6号 (平成28年3月号)

# 全国自立援助ホーム協議会 たより

編集者

新井 秀親 (夢舞台)

松木 良介 (経堂憩いの家)

大橋 達也 (吾が家)

野原 知子 (マルコの家)

発行日：平成28年3月19日

## この号の内容

### 1・2 ページ

自立援助ホーム協議会  
第22回滋賀大会

### 3・4 ページ

措置費の仕組みについて

### 5 ページ

少年鑑別所法の改正と  
相互連携について

### 6 ページ

連絡事項・御案内

## 全国自立援助ホーム協議会 第22回 滋賀大会

社会的養護の新たな時代へ向けて ～改めて自立を問う～

月日：平成27年10月1日(木)～2日(金)

会場：ホテル ポストンプラザ 草津

次第：

### 1日目

- ・開会式
- ・行政説明  
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長 大隈 俊弥氏)
- ・基調講演『社会的養護の課題と方向性』  
～青少年の現状と自立に向けた支援のあり方を問う～  
(立命館大学教授 野田 正人氏)
- ・分科会  
A「障がいのある利用者の支援と連携」  
B「司法から受け入れた利用者の支援と連携」  
C「自立援助ホームとは」  
D「自立援助ホームにおける適切な運営、危機管理について」

### 2日目

- ・シンポジウム  
「関係専門機関との有効な連携について」～自立援助ホームの役割を探る～

### シンポジスト

大津少年鑑別所所長

彦根子ども家庭相談センター所長

全国自立援助ホーム協議会会長

コーディネーター

立命館大学教授

西岡 潔子氏

菅野 道英氏

星 俊彦氏

野田 正人氏



- ・閉会式



全国自立援助ホーム協議会 第23回茨城大会開催にあたり、  
自立援助ホーム みらいホーム長 水野 洋氏より挨拶

---

 全国大会に参加して
 

---

## あらんの家 茶谷 知伸 (奈良県)

全国自立援助ホーム協議会・滋賀大会での野田正人先生による「社会的養護の課題と方向性」と題する講演を聴いて様々な示唆を得ました。その中でも義務教育以降の「就学支援」に関する多様化の必要性について考えさせられました。「あらんの家」でこれまで見てきた児童の中にも「将来のために高校までは卒業しておきたい」と最近では全日制や定時制に通う子どもも何人かおられます。高校を中退してしまった児童でも、高校卒業認定試験や通信制高校等も選択肢の一つとして目指していくことによって、何か一つでも興味を惹かれる場所があれば児童にとっての新たな居場所作りのきっかけの一つになるのではないかと思います。

分科会では「あらんの家」の一員として分科会B「司法から受け入れた利用者の支援と連携」のお手伝いをさせていただきました。グループディスカッションでは、「支援体制について」の司会を担当しました。周りにはベテランの方が多く、緊張してしまいましたが、司法関係の児童を受け入れる際の各機関との連携について、貴重なご意見をうかがいました。その中でもケースワークならぬ「ケースワーク」で関係機関へ直接出向き、顔を合わせて話をすることの大切さを教えていただき、できそうなことでも意外とできない難しさを改めて感じました。

今回の全国大会では、多くの方々と意見交換をする大切さや、繋がり的重要性を改めて確認できる貴重な場であったと思うと同時に参加できたことに感謝しております。



滋賀県「BiTs-Unit」  
ホーム長 廣田 敬史氏



## Ohanaの家 浅井 梨沙 (岐阜県)

大会2日目は、大津少年鑑別所所長 西原潔子氏、彦根子ども家庭相談センター所長 菅野道英氏、全国自立援助ホーム協議会会長 星俊彦氏をシンポジストに、立命館大学教授 野田正人氏をコーディネーターとしてシンポジウムが行われた。児童相談所、少年鑑別所、自立援助ホームがそれぞれ果たす役割は異なるが、子どもたちの育ちに必要なものを提供するためには各関係機関との連携が不可欠である。

自立援助ホームに入居する子どもたちは、様々な生きづらさを抱えている。そのため、生きていく中でつまづいてしまうことも少なくない。その生きづらさを完全に解消することはできないかも知れないが、出会った「人」の力で軽減することは可能であると思う。子どもたちに関わるそれぞれの大人が持つ知識や経験、各関係機関の力をうまく活用しながら、子どもたちを支えていくことが私たちの役割であるのだと強く感じた。自分の知識・経験の引き出しをもっとたくさん持てるように、日常生活の様々な場面を始め、研修等での学びを深めていきたいと思う。

請求しなければ、支弁されずに過ぎてしまう「措置費」  
あなたのホーム、請求しそびれていませんか。

## 措置費の仕組みについて

### 「特別育成費について」

特別育成費には下記の3種類があります。

- ① その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ活動等の学校納付金、教科書代、学用品等の教科学習費、通学費等

国・公立高等学校	児童1人当り	月額	22,910円
私立高等学校	児童1人当り	月額	33,910円

全日制・定時制・通信制は問いません。

証拠書類として年度初めに在学証明書（在籍高校が発行）を支弁先に提出します。領収書等その他の書類の提出は必要ない場合がほとんどです。

- ② その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等。  
高等学校1学年入学児童1人当り60,970円（1児童1回のみ）  
証拠書類として高等学校1学年に新入学したことが確認できるものを支弁先に提出します。領収書等その他の書類の提出は必要ない場合がほとんどです。  
原則として、4月分の措置費として請求をします。

上記①②の費用が支弁されるので、子ども達は自己負担なしで、高校に通えると思います。少しでも高校に行きたい気持ちがあればチャレンジしてみてもいいでしょうか。

- ③ 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための費用。  
運転免許はじめ、介護関係やPC関係、工業関係等の資格取得又は講習等の受講をするための経費で最大56,570円（1児童1回のみ）、講習の内容が分かる書類と終了証・領収書等を支弁先に提出し、対象となるかどうか審査してもらい、通れば支弁されます。

※詳しくは、各自治体の支弁先にご確認下さい。

ちょっと寄り道・・・

「NHK放送受信料も全額免除になりますよ。」



### 「被虐待児受入加算について」

平成16年4月からの適用です。

最終改正は平成21年の6月でそこからの抜粋になります。

対象となる児童は、措置の主な理由が虐待であることが児童票から読み取れる児童になります。相談内容の欄に虐待の記述があれば間違いありません。また、児童及び保護者の状況の中に虐待を示唆する内容があり、児童相談所が認めれば適用されます。入居途中で虐待の事実が発覚した場合も適用されますが、児童相談所の承認が必要です。

\*自立援助ホームに入居する前の措置施設で適用されていると、自立援助ホームでは適用されません。これには例外もあって、加算の適用をされた児童が適用期間中に自立援助ホームに入居となった場合は、その残った期間は自立援助ホームでも適用されるということです。

例を挙げると

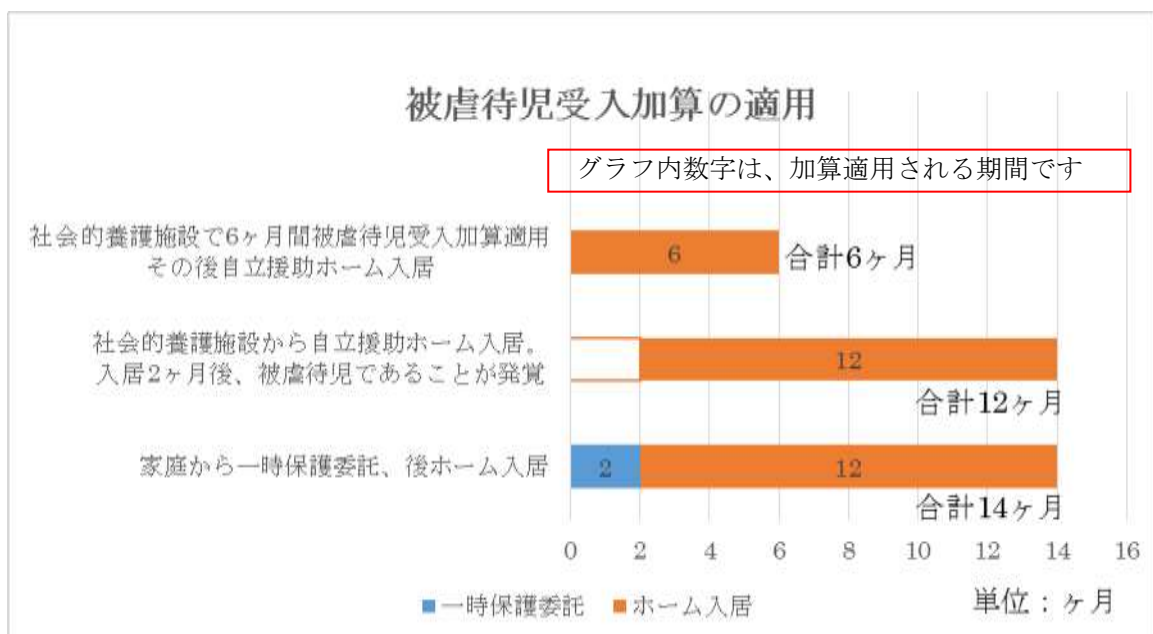
虐待が主訴。16歳で児童養護施設に入居したA君。

半年ほど生活しましたが、就労して生活したくなり、自立援助ホームに入居しました。この場合、被虐待児受入加算は申請すれば6か月分、自立援助ホームにも適用されます。支弁の方法は、月初日の対象人数に応じて支弁されます。適用期間は、入所段階に適用となった児童は入所から1年間。途中適用となった児童は、児童相談所が認めた月からの1年間です。

また、一時保護委託中の利用者にも「被虐待児受入加算」が付きます。

平成17年4月19日の雇児発第0409001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「一時保護委託児童の被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定できるものである。とあります。設置された場合の加算とは別のものなので、一時保護委託中にもこの加算は適用されますし、その後本人入居となった場合は、そこから1年の加算が付くこととなります。

\*下線部分「適用期間」につきましては、協議会から厚生労働省に確認中です。



## 「少年鑑別所法の改正と相互連携について」

マルコの家 施設長 小田 文裕

少年鑑別所法の  
改正と相互連携に  
ついて

ホームで子どもたちを受け入れて5年目を迎えた頃（平成26年の夏）、かねてから職員のためのメンタルケアを行うべく方策を探しているところでした。D.A.R.Cを始めとする精神障害を抱えている人たちが行っている自助ミーティンググループを立ち上げるべく協力者をさがしていた時に、宇都宮市にある少年鑑別所が所在する自治会の会長（知人）に相談したところ偶然にも鑑別所の所長を紹介されました。ホームの事情を説明したところ、すぐに理解していただき、栃木県内のホーム4か所が定期的な勉強会を開催することを提案されました。勉強会（ケース検討会）はすでに数年前から行っていました。

硬く、社会から隔離されたイメージのある少年鑑別所ですが様々な問題を抱えた青少年を長年に渡り扱ってきた専門施設のこと、第1回目の勉強会では各ホームの紹介から始まり各々が抱えている問題のある入居者について提起する等今までの様な勉強会の進行でした。それに加え同席している少年鑑別所の専門官（主に心理専門）がオブザーバーとして同席。多少の意見はあるものの解決に至るアドバイスではなく、ホーム職員に対し日頃の仕事に対する労いや問題に対するホームの姿勢などを評価してくれるものでした。私の当初の目的である職員のためのメンタルケアであることを意識して対応してくれているものでした。最後は所長による挨拶と少年鑑別所の施設案内で終了でしたが、僅か2時間余りの勉強会で何かしら満足を得ることができたのは、児童福祉の枠を超えた司法の立場からも問題を共有してくれる専門家集団から我々のメンタル面を支えてくれているということでした。宇都宮少年鑑別所では鑑識部門の統括専門官（考査）が窓口の担当をしており勉強会の開催希望については書面で施設利用を申込みます。少年鑑別所の地域支援活動は平成27年に施行された少年鑑別所法（平成26年法律第59号）に基づいて行われていますが、全国で52か所（分所1か所を含む）に設置されています。一般の方々の相談は勿論、学校や青少年関係機関が主催する研修会や講演会へ職員の派遣も行っています。

最後に、ホームが抱える問題は様々ですが、課題は常に子どもたちが抱える心の問題が中心となりその現象が子どもたちの行動として我々職員を悩ませていることでしょう。直ちに問題の解決には至らなくても司法の立場を超えて関わってくれる専門家集団の存在は児童相談所とは違った角度からの見方で我々に寄り添ってくれることです。ホームにいる子どもたち全てが犯罪に関わることは少ないと思いますが、そこに潜む問題は犯罪に発展する可能性のある段階で未然に防ぐヒントを与えてくれるものになるかもしれません。また、残念ながら入所をしてしまった子どもには今後のアフターケアとして継続的な関わりが持てることでしょう。様々な可能性のある関係を構築され、相互連携を深められることを望んでいます。



全国自立援助  
ホーム協議会  
よりお知らせ

### <第9回 全国ホーム長研修会・総会のお知らせ>

- \*開催日：平成 28 年 4 月 25 日（月）～26 日（火）
- < 25 日（月）ホーム長研修会      26 日（火）総会 >
- \*場 所：名古屋市（ホテルサンルートプラザ名古屋）
- \*宿泊の手配は各自でお願い致します\*



全国自立援助ホーム協議会ホームページ

最新情報更新中



全国自立援助ホーム協議会

検 索



全国の自立援助ホーム一覧 協議会からのお知らせ等 ご覧いただけます。  
 次回のホーム長会でリンク先の確認をいたします。

### 全国自立援助ホーム協議会 パンフレット 絶賛発売中！

みなさんの支援者、関係機関、「そもそも自立援助ホームって、何をやっているところ？」という素朴な疑問をお持ちの方々に簡潔に答えているのが、このパンフレットです。先日、私は東京都世田谷区の若者支援のシンポジウムで世田谷区の職員の方、商工会議所の方、区議会議員の方などにこのパンフレットを配布したところ、興味、関心を示していただきました。皆様もこのような機会に是非、ご活用ください。

広報委員会 パンフレット作成担当：経堂憩いの家 松木 良介

### 【編集後記】

先月、全自協主催の緊急勉強会が東京で開かれました。急な案件であったにもかかわらず、全国より多くのホーム長が参加されました。急激な制度変更が予測され、全国のホームの大きな関心事であったことは言うまでもありません。ただし、とんとん拍子に法改正が進むかと思いきや勉強会が開かれましたが、結局のところ、今回はホーム長同士の座談会になった様相でもありました。児童福祉法改正が様々なメディアで取り沙汰され、改正内容の情報が聞こえてきます。その主な内容に、自立援助ホームの支援対象者の拡大というものが含まれています。現状の 20 歳までの対象を大学進学者のみ 22 歳の年度末という現行制度の見直しで、その対象者の拡大を一つの大きな目玉にしています。また、その対象者に対して、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う制度の導入も目指しているそうです。今の自立援助ホームの支援対象者に対して、この制度変更は有意義なものとなるのか、どのホーム長も首をかしげる他にはない……。心理職配置の件、就職支度費の件等、どのホーム長も口にするのは、現場の実態に沿った制度の見直しを強く求める声です。実態に沿わない制度は、支援を受ける対象者に何のメリットもありません。現場からの実情を把握され、実りある制度の見直しが議論されることを期待したいものです。

広報委員長：夢舞台 新井 秀親